

平成30年度
奈良県立橿原考古学研究所〔嘱託職員〕採用選考試験
実施要領（ハローワーク版）

奈良県立橿原考古学研究所〔嘱託職員〕採用選考試験を次のとおり行いますので、最寄りのハローワークで求人申し込みをおこなってください。

1. 試験職種・採用予定数等

- (1) 試験職種 嘱託職員
- (2) 採用予定人員 2名
- (3) 職務内容 橿原考古学研究所における発掘調査業務等に従事します。

2. 採用予定年月日 平成30年4月1日

3. 受験資格

次の各号の全ての要件を満たす方とします。

- (1) 学校教育法による大学（大学院を含み、短期大学を除きます。以下「大学」と言います。）を卒業（修了）した人で、埋蔵文化財についての知識及び経験を有する人
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項に規定する学芸員資格を有する人。
- (3) 次のいずれにも該当しない人
 - ・成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

4. 試験日時・会場・試験方法

試験日時	会場	科目
平成30年3月20日（火） 受付 9:00～9:20 試験開始 9:30～	橿原市畝傍町1番地 県立橿原考古学研究所	面接試験 (書類審査含)

5. 受験手続き

(1) 提出書類

- | | |
|----------------------|-------|
| ① ハローワーク紹介状 | 1 通 |
| ② 履歴書（写真貼付） | 1 通 |
| ③ 文化財に関連する履歴（所定用紙） | } 1 通 |
| ④ 操作可能なソフトウェア名（所定用紙） | |

※ ③④の所定用紙については、当研究所のホームページからダウンロードできます。 <http://www.kashikoken.jp/>

(2) 提出方法

提出書類を入れた封筒の表に「嘱託職員採用試験申込書在中」と朱書きし、下記宛てに、必ず簡易書留で郵送してください。

〒634-0065 橿原市畝傍町1番地
奈良県立橿原考古学研究所 総務課
TEL 0744-24-1101

(3) 受付期限

平成30年3月16日（金）必着

6. 合格から採用まで

- (1) 試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に郵送にて通知します。
- (2) 採用は、平成30年4月1日の予定です。

7. 勤務条件

- (1) 雇用期間 平成30年4月1日（予定）～平成31年3月31日
勤務状況及び勤務成績等により、1年ごとに更新の可能性あり。
（最長5年）
- (2) 報酬 日額 8,550円
このほか、通勤手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- (3) 勤務時間 1日7時間15分、週4日、週29時間以下
- (4) 有給休暇 労働基準法第39条による付与
- (5) 社会保険等 社会保険、雇用保険に加入

8. その他

- (1) 試験当日は、筆記具を必ず持参してください。
- (2) 試験会場及びその周辺には駐車できませんので、自家用車では来ないでください。

※選考試験に関するお問い合わせ先

〒634-0065 橿原市畝傍町1番地
奈良県立橿原考古学研究所 総務課
TEL 0744-24-1101